

2024年3月19日

お客様各位

「車両用クレベリン」に関するお詫びとお知らせ

謹啓 平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社が取り扱っておりました車両メンテナンス商品の一部である、車両用クレベリンの広告表示につきまして、2024年3月13日、消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第5条第1号に違反するとして、景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、法令遵守の徹底と、広告管理体制の一層の強化に努めてまいります。

お客様にはご心配・ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、弊社といたしましては、消費者庁の調査に真摯に対応し、措置命令の対象となった表示内容については既に修正・削除しております。また、サプライヤの共有終了に伴い、2024年1月31日付けにて当該商品の取り扱いを終了しておりますことを併せてお知らせいたします。

謹白

トヨタカローラ札幌株式会社
代表取締役社長 田中 浩至

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様相談窓口：トヨタカローラ札幌株式会社 お客様相談室 TEL：0120-332-232

受付時間 9:00～12:00 ・ 13:00～17:30 （日曜日・祝日・第二火曜日を除く）